

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人は、学校を運営し、教育・研究を遂行することを目的としており、企業のように利益を追求する経済活動そのものを事業目的とすることはできません。

学校法人会計では、文部科学省令により定められた「学校法人会計基準」に基づき会計処理が行われ、計算書類を作成します。その計算書類として「資金収支計算書・活動区分資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」の作成が義務付けられています。

平成 27 年度に「学校法人会計基準」が一部改正され、よりわかりやすい計算書類を作成することになりました。

企業会計原則では、営業活動の成績を表す損益計算書や財政状態を表す貸借対照表、キャッシュフロー計算書（上場企業）が基本となっています。単年度の期間の事業状況を明確化し、経営成績を知ることによって収益力を高めることに役立てようとするものです。

（1）資金収支計算書

当該会計年度の諸活動に伴う、すべての収入及び支出の内容を明らかにして、支払資金（現金及び預貯金）の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。平成 27 年度より資金収支計算書の付属表として活動区分資金収支計算書が新設され、資金の動きを 3 つの活動（教育活動、施設設備等活動、その他の活動）に分類し、活動区分ごとの資金の流れを明確に把握できるようになりました。

（2）事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収入と事業活動支出の内容及び収支均衡の状態を明らかにし、経営状況を表すものです。また、収入と支出を経常的な収支「教育活動収支」、「教育活動外収支」と臨時的な収支「特別収支」の三つに分けています。

企業会計の損益計算書に相当しますが、「基本金組入れ」を表示する点が異なります。「基本金」は、企業会計の資本金とは異なり、学校法人独自の計算構造で、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき金額です。

（3）貸借対照表

当該会計年度の資産・負債・基本金・正味財産（基本金及び消費収支費差額の合計額）を把握し、財政状態を表すものです。

学校法人会計においては、固定資産の額が大きいことが特徴で、固定資産、固定負債を流動資産、流動負債より先に並べる固定性配列法で作成することになっています。

各科目の説明
 (学校法人香川学園経理規程 別表 勘定科目一覧表より抜粋)

(1) 資金収支計算書科目

収入の部

大 科 目	小 科 目	科 目 別 処 理 事 項
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実習料収入 施設設備資金収入	在学を条件とし、又は入学の条件として、所定の額を義務的にかつ一律に納付すべきものをいう。 授業料収入には、聴講料、補講料を含む。 入学の条件として徴収する収入をいう。 実験実習の費用として徴収する収入をいう。免許・資格を取得するための実習料・課程履修費も含む。 教育施設設備の拡充、維持等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入	その会計年度中に実施する入学試験(編入学等のも含む。)のために徴収する収入をいう。 追再試験等のために徴収する収入をいう。 在学証明、成績証明等のために徴収するもので、通学証明手数料、調査書作成手数料、推薦書作成手数料等も含む。
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入	用途指定のある寄付金をいう。指定寄付金、受配者指定寄付金、公益増進特定法人寄付金等で用途指定のあるものも含む。 用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国庫補助金収入 地方公共団体補助金収入	国、地方公共団体及びこれに準ずる機関から交付される補助金をいう。 国及び日本私立学校振興・共済事業団からの補助金を含む。 都道府県・市町村からの補助金で、私立高等学校・中学校・小学校・幼稚園等運営費補助金等を含む。
資産売却収入	土地売却収入 車両売却収入 有価証券売却収入	土地の売却による収入をいう。 公用車の売却による収入をいう。 国債、投資信託等有価証券の売却による収入をいう。
付随事業・収益事業収入	寮費収入 用品販売手数料収入 預り保育収入 未就園児保育収入 スクールバス費収入 給食費収入 公開講座収入 受託事業収入 収益事業収入	学生寮の家賃等、補助活動である寮の収入をいう。 補助活動収入のうちの用品の販売手数料の収入をいう。 補助活動収入のうちの幼稚園の預り保育の収入をいう。 補助活動収入のうちの幼稚園の未就園児保育の収入をいう。 補助活動収入のうちの幼稚園のスクールバス費収入をいう。 補助活動収入のうちの幼稚園の給食費の収入をいう。 補助活動収入のうちの大学・短大の公開講座収入をいう。 外部から委託を受けて行う試験・研究等の事業収入をいう。 認可されている収益事業会計からの繰入収入をいう。
受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。 預金、貸付金、有価証券等の利息、配当金(第3号基本金引当特定資産運用収入を除く)等の収入をいう。
雑収入	施設設備利用料収入 退職金財団からの退職資金収入 過年度修正収入 その他の雑収入	所有する有形固定資産の賃貸による収入をいう。 退職金財団から退職金資金その他の交付を受けたときの収入をいう。 過年度修正額のうち、資金収入を伴うものをいう。 金額が多額になる場合は、特定次項を取り出して科目を設けるか又は注記をする。
借入金等収入	長期借入金収入 短期借入金収入 学校債収入	返済期限が貸借対照表日後1年を越える借入金をいう。 返済期限が貸借対照表日後1年以内の借入金をいう。
前受金収入	授業料前受金収入 入学金前受金収入 実験実習料前受金収入 施設設備資金前受金収入 入寮費前受金収入 寮費前受金収入 寮維持費前受金収入	翌年度入学の学生・生徒等に係る学生生徒納付金収入その他の前受金をいう。
その他の収入	減価償却引当特定資産取崩収入 退職給与引当特定資産取崩収入 第3号基本金引当特定資産取崩収入 (何)引当特定資産取崩収入 前期末未収入金収入 短期貸付金収入 長期貸付金収入 収益事業元入金回収収入 預り金収入 仮払金収入 仮受金収入	上記の各収入以外の収入をいう。 前会計年度末未収入金の該当会計年度における収入をいう。
資金収入調整勘定	期末未収入金 前期末前受金	補助金等の当年度の未収入額をいう。 当年度に属する収入ですでに前年度において収納された収入金をいう。
前年度繰越支払資金		

支出の部

人件費支出	<p>教員人件費支出</p> <p>職員人件費支出</p> <p>役員報酬支出</p> <p>退職金支出</p>	<p>教員（学長、校長、園長を含む）に支給する本俸、期末手当、その他の手当（通勤手当を含む）及び所定福利費をいう。</p> <p>職員（アルバイト等の職員を含む）に支給する本俸、期末手当、その他の手当（通勤手当を含む）及び所定福利費をいう。</p> <p>理事及び監事に支払う報酬をいう（手当を含む）。</p>
教育研究経費支出	<p>消耗品費支出</p> <p>光熱水費支出</p> <p>旅費交通費支出</p> <p>厚生福利費支出</p> <p>奨学金費支出</p> <p>保健衛生費支出</p> <p>会費及び負担金支出</p> <p>印刷製本費支出</p> <p>通信運搬費支出</p> <p>燃料費支出</p> <p>賃借料支出</p> <p>委託料支出</p> <p>修繕費支出</p> <p>損害保険料支出</p> <p>諸謝金支出</p> <p>学生生徒等活動補助金支出</p> <p>雑費支出</p>	<p>教育研究のために要する経費をいう（学生生徒等募集費を除く）。</p> <p>名刺印刷代、教材購入費、文房具、OA関係消耗品、印刷関係消耗品、その他の消耗品等も含む。</p> <p>電気料金、水道料金、ガス料金をいう。</p> <p>通勤手当は含まない。研修会等交通費・宿泊費・日当、駐車料金、通行料、タクシー代、海外出張旅費・日当等を含む。</p> <p>学生・生徒等に係る学校安全会等掛金、傷害保険料、表彰記念品、見舞金、香典等をいう。</p> <p>支給又は減免した奨学金をいう（貸与した奨学金を除く）。</p> <p>保健室に要する保健衛生用消耗品代、クリーニング代及び学生の健康診断経費、保菌検索代等の支出をいう。</p> <p>教育関係団体等に係る会費及び学生の教育行事における負担金等の支出をいう。</p> <p>教材等の印刷及び製本のための支出をいう。入学試験問題、教材、指導要録、学生生徒等名簿、研究紀要等印刷代、その他の教育用印刷代等を含む。</p> <p>ハガキ・切手代、郵送料、電話料及び物品の運搬料等をいう。</p> <p>ガソリン代、灯油代等をいう。</p> <p>施設設備等の賃借料をいう。借地料、家賃、備品等リース料、駐車場借用料等を含む。</p> <p>医師の検診料、施設設備の保全料等をいう。校舎・校庭の委託清掃代の人材派遣委託料等を含む。</p> <p>施設設備等の修繕又はこれらの修繕用資材の支出をいう。</p> <p>火災保険料等損害保険料をいう。</p> <p>学外実習の謝礼、講座等の講演料及び個人に支払う学生の内科検診料等をいう。</p> <p>各種の学生活動に対する補助金及び生徒会、クラブ活動等、生徒の自主活動に対する補助金をいう。</p> <p>以上に該当しない諸雑費をいう。</p>
管理経費支出	<p>消耗品費支出</p> <p>光熱水費支出</p> <p>旅費交通費支出</p> <p>厚生福利費支出</p> <p>保健衛生費支出</p> <p>会費及び負担金支出</p> <p>印刷製本費支出</p> <p>通信運搬費支出</p> <p>燃料費支出</p> <p>賃借料支出</p> <p>委託料支出</p> <p>渉外費支出</p> <p>食糧費支出</p> <p>修繕費支出</p> <p>公租公課支出</p> <p>手数料料金支出</p> <p>広報費支出</p> <p>損害保険料支出</p> <p>諸謝金支出</p> <p>私大経常費補助金返還金支出</p> <p>補助金返還支出</p> <p>寄付金支出</p> <p>公開講座支出</p> <p>寮費支出</p> <p>用品販売手数料支出</p> <p>預り保育支出</p> <p>未就園児保育支出</p> <p>スクールバス費支出</p> <p>給食費支出</p> <p>建物除却費支出</p> <p>過年度修正支出</p> <p>雑費支出</p>	<p>教育研究経費以外の経費支出をいう。</p> <p>名刺印刷代、文房具、OA関係消耗品、印刷関係消耗品、その他の消耗品をいう。</p> <p>電気料金、水道料金、ガス料金をいう。</p> <p>通勤手当は含まない。出張等交通費・宿泊費・日当、駐車料金、通行料、タクシー代、海外出張旅費・日当等を含む。</p> <p>教職員に対する所定福利費以外の福利費をいう。教職員への健康診断経費、慶弔金、懇親会費、傷害死亡等保険料等を含む。</p> <p>クリーニング代及び廃棄物収集運搬料をいう。</p> <p>加盟団体会費、研修会参加費、その他諸会費等をいう。</p> <p>封筒・ハガキ印刷代、学校案内印刷代、管理用各種帳票印刷代、諸行事案内印刷代、その他管理用印刷製本代等をいう。</p> <p>ハガキ・切手代、郵送料、電話料、電報料、物品の運搬料及び振込手数料等をいう。</p> <p>ガソリン代、灯油代等をいう。</p> <p>借地料、家賃、施設設備等借用料、備品等リース料、駐車場借用料等をいう。</p> <p>教育用以外の施設設備等保守料又は清掃料、廃棄物処理料、管理部門の人材派遣委託料をいう。</p> <p>交際費等をいう。他校行事への祝儀、外部関係者への慶弔金、中元・歳暮代金等。</p> <p>諸会議の食事代、教職員の飲食・会食代等をいう。</p> <p>教育研究用以外の建物及び附属設備修繕費、構築物修繕費、機器備品修繕費、車輛修繕費、その他修繕費等をいう。</p> <p>租税その他の賦課金をいう。消費税、地方公共団体に納付する証紙代、国・地方公共団体等が法令に基づいて行う事務に係る手数料、登録免許税、固定資産税、不動産取引税、自動車税を含む。</p> <p>公認会計士・弁護士等の報酬を含む。学生アルバイト料等をいう。</p> <p>学生生徒園児募集に要する広告、宣伝費等をいう。学校案内広告代、その他新聞雑誌等への広告掲載料、広報用品代等を含む。</p> <p>教育研究用以外の建物及び附属設備損害保険料、機器備品損害保険料、車両保険料、その他損害保険料等をいう。</p> <p>学生対象以外の行事等における個人に支払う講演料・アルバイト料等をいう。</p> <p>私立大学等経常費補助金の過大交付による返還金をいう。</p> <p>私立大学等経常費補助金以外の補助金の返還金をいう。</p> <p>大学・短大で行う公開講座に係る経費をいう。</p> <p>寮の管理運営に係る経費をいう。</p> <p>補助活動収入のうちの用品の販売手数料に係る経費をいう。</p> <p>補助活動収入のうちの幼稚園の預り保育に係る経費をいう。</p> <p>補助活動収入のうちの幼稚園の未就園児保育に係る経費をいう。</p> <p>幼稚園通園バスの運行・維持・管理に係る経費をいう。</p> <p>幼稚園の給食提供に係る経費をいう。</p> <p>建物全てを取り壊した費用をいう。</p> <p>過年度修正額のうち、資金支出を伴うものをいう。</p> <p>NHK受信料、残高証明代等上記に属さない諸雑費を含む。</p>
借入金等利息支出	<p>借入金利息支出</p> <p>学校債利息支出</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団、金融機関等からの借入に伴う利息をいう。</p>
借入金等返済支出	<p>借入金返済支出</p> <p>学校債利息支出</p>	<p>日本私立学校振興・共済事業団、金融機関等からの借入に伴う返済をいう。</p>

施設関係支出	土地支出 建物支出 構築物支出 建設仮勘定支出 借地権支出 施設利用権支出	資金運用の目的で取得するものは含まない。 土地購入費（仲介手数料、測量費、整地費等を含む） 建物に付属する電気、給排水、冷暖房等の支出を含む。 排水設備、プール、塀、庭園、舗装等建物以外のもので、土地に固定した建造物及びその付属物取得のための支出をいう。 土地、建物、構築物、機器備品等を建設あるいは製作する時の完成までの支出をいう。 地上権等を含む。 水道施設利用権等の取得のための支出をいう。
設備関係支出	教育研究用機器備品支出 管理用機器備品支出 図書支出 車両支出 電話加入権支出 ソフトウェア支出	耐用年数が1年以上で、その価格が一定金額以上の教育研究用のものをいう（小額重要資産も含む）。 耐用年数が1年以上で、その価格が一定金額以上の教育研究用以外のものをいう。 書籍、DVD等の出版物で長期間にわたって使用保存するものは、価格の多寡を問わず計上する。 普通乗用車・スクールバス・貨物車購入代等をいう。 加入料、電話設備負担金等をいう。 ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
資産運用支出	有価証券購入支出 退職給与引当特定資産繰入支出 減価償却引当特定資産繰入支出 収益事業元入金支出 第2号基本金引当特定資産繰入支出 第3号基本金引当特定資産繰入支出	証券取引法第2条に定める有価証券を取得するための支出をいう。 収益事業会計に対する元入金の繰入支出をいう。 奨学金等、元金から生ずる果実を使用する目的のために設置された基金へ繰入支出をいう。
その他の支出	長期貸付金支払支出 短期貸付金支払支出 手形債務支払支出 前期末未払金支払支出 預り金支出 前払金支払支出 立替金支払支出 仮払金支出	
〔予備費〕 資金支出調整勘定	期末未払金 前期末前払金 期末手形債務	
翌年度繰越支払資金		

（2）事業活動収支計算書科目

教育活動収支

事業活動収入の部

大 科 目	小 科 目	科目別処理事項
学生生徒等納付金	授業料 入学金 実験実習料 施設設備資金	資金収支計算書記載科目に同じ。
手数料	入学検定料 試験料 証明手数料	資金収支計算書記載科目に同じ。
寄付金	特別寄付金 一般寄付金 現物寄付	用途指定のある寄付金のうち、施設設備寄付金以外の寄付金をいう。 資金収支計算書記載科目に同じ 施設設備以外の補助金
経常費等補助金	国庫補助金 地方公共団体補助金	施設設備補助金以外の補助金 日本私立学校振興・共済事業団からの補助金のうち、施設設備補助金以外をいう。 地方公共団体からの補助金のうち、施設設備補助金以外をいう。
付随事業収入	寮費収入 用品販売手数料収入 預り保育収入 未就園児保育収入 スクールバス費収入 給食費収入 公開講座収入 受託事業収入	資金収支計算書記載科目に同じ。
雑収入	施設設備利用料 退職金財団からの退職資金収入 退職給与引当金戻入額 その他の雑収入	資金収支計算書記載科目に同じ。 退職金規程に基づき設定する退職給与引当金の当年度戻入額をいう。
教育活動収入計		

教育活動外収支

事業活動収入の部

受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入 その他の受取利息・配当金	資金収支計算書記載科目に同じ。
その他の教育活動外収入	収益事業収入	
教育活動外収入計		

事業活動支出の部

借入金等利息	借入金利息 学校債利息	資金収支計算書記載科目に同じ。
その他の教育活動外支出		
教育活動外支出計		
教育活動外収支差額		
経常収支差額		

特別収支

事業活動収入の部

資産売却差額	土地売却差額 車両売却差額 有価証券売却差額 その他の資産売却差額	土地を売却しその代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。 車両を売却しその代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。 有価証券を売却しその代価が帳簿残高を超えた場合、その超過額をいう。
その他の特別収入	施設設備寄付金 現物寄付 施設設備補助金 過年度修正額	施設設備の拡充のための寄付金をいう。 施設設備の受領額をいう。 施設設備の拡充のための補助金をいう。 前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるものをいう。
特別収入計		

事業活動支出の部

資産処分差額	土地処分差額 車両処分差額 有価証券処分差額 その他の資産処分差額	土地を売却しその代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。 車両を売却しその代価が帳簿残高を下回った場合、その差額、除却差額等をいう。 有価証券を売却しその代価が帳簿残高を下回った場合、その差額等をいう。
その他の特別支出	災害損失 過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるものをいう。
特別支出計		
特別収支差額		
(予備費)		
基本金組入前当年度収支差額		
基本金組入額合計		
当年度収支差額		
前年度繰越収支差額		
基本金取崩額		
翌年度繰越収支差額		

(3) 貸借対照表科目

資産の部

大科目	中科目	小科目	科目別処理事項
固定資産	有形固定資産	土地 建物 構築物 教育研究用機器備品 管理用機器備品 図書 車両 建設仮勘定	貸借対照表日後1年を越えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであっても使用中のものを含む。 建物に付属する電気、給排水、冷暖房等の設備を含む。 プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。 標本及び模型を含む。 建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
		特定資産	退職給与引当特定資産 減価償却引当特定資産 第2号基本金引当特定資産 第3号基本金引当特定資産 (何)引当特定資産
	その他の固定資産	借地権 電話加入権 施設利用権 有価証券 収益事業元入金 長期貸付金 ソフトウェア 出資金	地上権を含む 専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。 長期に保有する有価証券をいう。 収益事業に対する元入金をいう。 その期限が貸借対照表日後1年を越えて到来するものをいう。
流動資産		現金預金 未収入金 貯蔵品 短期貸付金 有価証券 前払金 立替金 仮払金	学生生徒納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう（徴収不能引当金は別科目として処理し、決算で相殺する）。 消耗品等で未使用のものをいい、減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。 貸借対照表日後1年以内に期限が到来するものをいう。 売買目的有価証券及び貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に満期の到来する有価証券をいう。 科目が確定しない場合又は概算払で金額が確定しない場合に記載する。

負債の部

大科目	小科目	科目別処理事項
固定負債	長期借入金 学校債 長期未払金 退職給与引当金 預り保証金	貸借対照表日後1年以内に期限が到来するものをいう。 同上 同上 退職金規程による計算に基づく退職給与引当額をいう。
	流動負債	短期借入金 1年以内償還予定学校債 未払金 前受金 預り金 仮受金

純資産の部

大科目	小科目	科目別処理事項
基本金	第1号基本金	会計基準第30条第1項第1号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第2号基本金	会計基準第30条第1項第2号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第3号基本金	会計基準第30条第1項第3号に掲げる額に係る基本金をいう。
	第4号基本金	会計基準第30条第1項第4号に掲げる額に係る基本金をいう。
繰越収支差額	翌年度繰越収支差額	